

第 1

令和 7 年 1 月 2 日 招集

唐津市議会定例会提出議案

唐 津 市

議案目次

議案第104号	令和7年度唐津市一般会計補正予算	（別冊）
議案第105号	令和7年度唐津市国民健康保険特別会計補正予算	（別冊）
議案第106号	令和7年度唐津市後期高齢者医療特別会計補正予算	（別冊）
議案第107号	令和7年度唐津市介護保険特別会計補正予算	（別冊）
議案第108号	令和7年度唐津市有線テレビ事業特別会計補正予算	（別冊）
議案第109号	令和7年度唐津市水道事業会計補正予算	（別冊）
議案第110号	令和7年度唐津市工業用水道事業会計補正予算	（別冊）
議案第111号	令和7年度唐津市下水道事業会計補正予算	（別冊）
議案第112号	令和7年度唐津市市民病院きたはた事業会計補正予算	（別冊）
議案第113号	令和7年度唐津市モーターボート競走事業会計補正予算	（別冊）
議案第114号	唐津市体育施設条例の一部を改正する条例制定について	1
議案第115号	唐津市保健センター条例の一部を改正する条例制定について	4
議案第116号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について	6
議案第117号	唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について	8
議案第118号	唐津市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について	13
議案第119号	唐津市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	15
議案第120号	唐津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき市議会の同意を求めるについて（その1）	19
議案第121号	唐津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき市議会の同意を求めるについて（その2）	21
議案第122号	唐津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき市議会の同意を求めるについて（その3）	23
議案第123号	唐津市教育委員会委員の任命につき市議会の同意を求めるについて	25
議案第124号	唐津市ふるさと会館の指定管理期間の変更について	27
議案第125号	唐津城関連施設の指定管理期間の変更について	28

議案第 126 号 唐津休日急患センターの指定管理者の指定について………	29
議案第 127 号 唐津市高齢者ふれあい会館の指定管理者の指定について………	30
議案第 128 号 唐津市呼子台場都市漁村交流施設の指定管理者の指定に ついて……………	31
議案第 129 号 唐津みなと交流センターの指定管理者の指定について………	32
報告第 20 号 専決処分の報告について……………	33

議案第 114 号

唐津市体育施設条例の一部を改正する条例制定について

唐津市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市相知天徳の丘運動公園テニスコートの整備及び体育施設の廃止
に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市体育施設条例の一部を改正する条例

唐津市体育施設条例（平成17年条例第326号）の一部を次のように改正する。

別表第1テニスコートの部中「唐津市相知天徳の丘運動公園硬式庭球場」を「唐津市相知天徳の丘運動公園テニスコート」に改め、同部唐津市相知軟式庭球場の項を削る。

別表第2の5（1）イの表中「唐津市鎮西スポーツセンターテニスコート」を「唐津市相知天徳の丘運動公園テニスコート、唐津市鎮西スポーツセンターテニスコート」に改める。

別表第2の5（1）ウの表中「唐津市相知天徳の丘運動公園硬式庭球場、唐津市相知軟式庭球場、」を削る。

別表第2の5（3）の表中「唐津市相知軟式庭球場」を「唐津市相知天徳の丘運動公園テニスコート」に改め、同表に次のように加える。

唐津市相知天徳の丘運動公園テニスコート (壁打ちコート)	50円
---------------------------------	-----

別表第2の5の表中（3）の表を（4）の表とし、（2）の表の次に次の1表を加える。

（3）壁打ちコート個人利用

唐津市相知天徳の丘運動公園テニスコート

区分	金額（1時間当たり）
一般	110円
生徒・児童	50円

別表第2の11の表中唐津市立高島小学校運動場の項及び旧唐津市立納所小学校運動場の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第2の11の表の改

正規定（唐津市立高島小学校運動場の項を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の唐津市体育施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 この条例による改正後の唐津市体育施設条例の規定による体育施設の利用許可その他利用許可に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第115号

唐津市保健センター条例の一部を改正する条例制定について

唐津市保健センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市相知町保健センター及び唐津市肥前町保健センターを廃止することに伴い改正するものである。

唐津市条例第　　号

唐津市保健センター条例の一部を改正する条例

唐津市保健センター条例（平成17年条例第171号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

唐津市厳木町保健センター条例

第1条中「唐津市保健センター」を「唐津市厳木町保健センター」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 唐津市厳木町保健センター

位置 唐津市厳木町中島1348番地1

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 116 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 1 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市ひれふりランドを廃止することに伴い改正するものである。

唐津市条例第　　号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成17年条例第352号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

（169）唐津市ひれふりランド条例（平成17年条例第114号）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の唐津市ひれふりランド条例の規定により施設を利用した者に係る使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

議案第117号

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等

の一部を改正する条例制定について

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改
正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 児童福祉法等の一部改正等に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例

(唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第1条 唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、家庭的保育事業者等は、次の表の左欄に掲げる健
康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は
第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項にお
いて「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそ
れぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められる
ときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場
合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等
の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。)の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断、定期の健康診断又は臨時の 健康診断

第23条第2項中「保育士又は」を「保育士（法第18条の27第1項に規定
する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家
庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に
係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」とい
う。）又は」に改める。

第29条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第44条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

附則第9項中「この項において」を削る。

附則に次の1項を加える。

11 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。

（唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(唐津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 唐津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第30号) の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(唐津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 唐津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第20条第3項中「平成18年法律第77号」の次に「。以下「認定こども園法」という。」を加える。

第22条第1項中「国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項」を「法第18条の27第1項」に、「事業実施」を「認定地方公共団体の」に、「国家戦略特別区域限定保育士」を「法第18条の29に規定する地域限定保育士」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の」及び「(以下「新条例」とい

う。)」を削り、「新条例第29条第2項第3号」を「同条例第29条第2項第3号」に、「新条例第29条第2項第4号」を「同条例第29条第2項第4号」に改める。

議案第118号

唐津市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 林野火災に関する注意報等の発令時における火の使用の制限に係る規定の新設等に伴い改正するものである。

唐津市条例第　　号

唐津市火入れに関する条例の一部を改正する条例

唐津市火入れに関する条例（平成17年条例第207号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表された場合」に改め、同条第2項中「注意報」の次に「が発表されたとき」を加える。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（林野火災に関する注意報等の発令時における火の使用の制限）

第15条　火入者及び火入責任者は、唐津市火災予防条例（平成17年条例第339号。以下この条において「火災予防条例」という。）の規定による林野火災に関する注意報が発令された場合は、火の使用の制限の努力義務の対象として指定された区域を確認するとともに、当該注意報が解除されるまでの間、同条例に規定する火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

2　火入者及び火入責任者は、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報が発令された場合は、火の使用の制限の対象として指定された区域を確認するとともに、当該警報が解除されるまでの間、火災予防条例に規定する火の使用の制限を徹底しなければならない。

附　則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第119号

唐津市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

唐津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 対象火氣設備等の位置、構造及び管理並びに対象火氣器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市火災予防条例の一部を改正する条例

唐津市火災予防条例（平成17年条例第339号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—
第29条の7）

」

を

「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—
第29条の7）

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）

」

に改める。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等

の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第7号を削る。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制

限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 目次の改正規定、第29条の改正規定、第3章の2の次に1章を加える改正規定、第42条の3第1項の改正規定及び第45条の改正規定 令和8年1月1日

(2) 第7条の2の改正規定、同条を第7条の3とし、第7条の次に1条を加える改正規定、第29条の7第1項の改正規定及び第44条の改正規定 令和8年3月31日

議案第120号

唐津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき市議会の同意を求めることについて（その1）

次の者を唐津市固定資産評価審査委員会委員に選任することにつき市議会の同意を求める。

令和7年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所

[REDACTED]

氏 名

山 口 博

生年月日

[REDACTED]

提案理由 地方税法第423条第3項の規定により市議会の同意を求めるものである。

議案第120号参考資料

やま ぐち
山 口 博

略 歴

[REDACTED]

[REDACTED]

平成12年 4月 唐津市固定資産評価審査委員会委員

平成16年12月 同委員会委員を退任（市町村の廃置分合により平成16年12月31日失職）

平成17年 1月 唐津市固定資産評価審査委員会委員（市町村の廃置分合に伴う暫定委員）

平成17年 2月 唐津市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る）

議案第121号

唐津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき市議会の同意を求めることについて（その2）

次の者を唐津市固定資産評価審査委員会委員に選任することにつき市議会の同意を求める。

令和7年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所

[REDACTED]

氏 名

中 江 千 佳 子

生年月日

[REDACTED]

提案理由 地方税法第423条第3項の規定により市議会の同意を求めるものである。

議案第121号参考資料

なかえちかこ
中江千佳子

略歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

平成29年2月

唐津市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る）

議案第 122 号

唐津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき市議会の同意を求めることについて（その 3）

次の者を唐津市固定資産評価審査委員会委員に選任することにつき市議会の同意を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所

[REDACTED]

氏 名

吉 田 洋 司

生年月日

[REDACTED]

提案理由 地方税法第 423 条第 3 項の規定により市議会の同意を求めるものである。

よし だ よう 司
吉 田 洋 司

略 歴

昭和54年 4月	唐津市に奉職
平成12年 4月	総務部財政課財政調整専門員
平成15年 7月	総務部税務課庶務係長
平成22年 4月	財務部税務課長
平成24年 4月	教育委員会事務局教育副部長兼教育総務課長事務取扱
平成25年 4月	教育委員会事務局教育部長
平成28年 3月	唐津市を退職
平成30年11月	唐津市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る）
令和3年 6月	唐津市選挙管理委員会委員（現在に至る）
令和6年 6月	唐津市選挙管理委員会委員長（現在に至る）

議案第123号

唐津市教育委員会委員の任命につき市議会の同意を求めるについて
次の者を唐津市教育委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和7年12月1日 提出

唐津市長 峰 達郎

住 所

[REDACTED]

氏 名 土 屋 由 起 子

生年月日

[REDACTED]

提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により
市議会の同意を求めるものである。

つち や ゆ き こ
土 屋 由 起 子

略

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

議案第124号

唐津市ふるさと会館の指定管理期間の変更について

次のとおり指定管理期間を変更する。

令和7年12月1日 提出

唐津市長 峰 達郎

議決年月日 及び議案番号	内 容		
	事項名	変更後	変更前
令和6年12月23日 議案第122号	指定の 期間	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

提案理由 新唐津市民会館（仮称）の建設スケジュールを踏まえ、指定の期間を
変更するものである。

議案第125号

唐津城関連施設の指定管理期間の変更について

次のとおり指定管理期間を変更する。

令和7年12月1日 提出

唐津市長 峰 達郎

議決年月日 及び議案番号	内 容		
	事項名	変更後	変更前
令和4年12月22日 議案第141号	指定の 期間	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

提案理由 唐津城の改修スケジュールを踏まえ、指定の期間を変更するものである。

議案第126号

唐津休日急患センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

唐津休日急患センター

2 指定管理者となる団体の名称

一般社団法人唐津東松浦医師会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由 唐津休日急患センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第127号

唐津市高齢者ふれあい会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

唐津市高齢者ふれあい会館

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由 唐津市高齢者ふれあい会館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第128号

唐津市呼子台場都市漁村交流施設の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

唐津市呼子台場都市漁村交流施設

2 指定管理者となる団体の名称

佐賀玄海漁業協同組合

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由 唐津市呼子台場都市漁村交流施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第129号

唐津みなと交流センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

唐津みなと交流センター

2 指定管理者となる団体の名称

呼子海運株式会社

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由 唐津みなと交流センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法
第244条の2第6項の規定により提案するものである。

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日 提出

唐津市長 峰 達郎

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月14日

唐津市長 峰 達郎

1 事故の内容

ホース乾燥塔に吊り下げた唐津市消防団巖木支団管理の消防用ホースの普通自動車への接触による物損事故

2 事故発生年月日

令和7年7月14日

3 事故発生場所

[REDACTED]

4 損害賠償の額

金475,200円

5 損害賠償及び和解の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

6 和解の要旨

- (1) 唐津市は、5の損害賠償及び和解の相手方に対し4の損害賠償の額を支払う。
- (2) 前号以外に唐津市と5の損害賠償及び和解の相手方の間には何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。

